

令和6年3月29日  
中部地方整備局

## 公契約関係競売等妨害に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社 押田建築設計事務所  
業者の住所 : 富山県富山市丸の内3-4-16
- 指名停止措置期間 : 令和6年3月29日から令和6年4月28日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要  
(株)押田建築設計事務所の元常務取締役は、富山県立山町が令和5年4月に行ったグリーンパーク吉峰新オートキャンプ場整備実施設計及び工事監理業務の指名競争入札をめぐる、同町の職員から未公開の仕様書案の情報を事前に入手して設計業務に着手したほか、指名業者数を同職員から入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年1月23日、公契約関係競売等妨害容疑で富山県警に逮捕された。
- 指名停止措置理由  
有資格業者である(株)押田建築設計事務所の元常務取締役が、公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領別表第2第8号ロ」に該当する。よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

## &lt;指名停止措置要領 別表第2&gt;

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 <u>ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員</u>	逮捕又は公訴を知った日から  2ヵ月以上12ヵ月以内 <u>1ヵ月以上12ヵ月以内</u>

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘  
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号(052)953-8138